

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03467

研究課題名(和文) 民事裁判の正しさに関する基礎理論的研究

研究課題名(英文) A Fundamental Research on the Correctness of Civil Judgments

研究代表者

上田 竹志 (UEDA, Takeshi)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：80452803

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、民事訴訟の判決が規範の面から見て、例外的に誤っていると評価されるとき、民事訴訟制度はどのように対応するか、民事訴訟の判決が社会的に受容されないおそれがあるとき、その判決はどのような内容となり、また以後の手續がどのように進むか、の2点を分析した。については、再審制度および判決無効主張を分析した結果、民事訴訟制度は違法判決と不当判決とで異なる対応をすることなどを指摘した。については、規範的な正しさと社会的な受容可能性の緊張関係がある場合、規範的に誤りのある判決が出され得ること、その判決をめぐってさらなる手續が形成されることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近時、我が国における民事訴訟法理論は、解釈論の精緻化が著しい反面、基礎理論的な研究は必ずしも十分に進んでいないように思われる。しかし、近時は民事訴訟の新受件数低下等の現象もあり、また裁判手續のIT化も進むなど、民事訴訟制度が社会において果たしている役割について、今一度考察する必要性を感じさせる。本研究は、民事訴訟の判決について、報告者がこれまで行ってきた基礎理論的研究より得られた知見を応用しつつ、規範的正統性・社会的正当性の両面から分析を試みた。判決の正しさや、当事者や社会にとっての意味について、具体的制度や具体的紛争を素材にしつつ、一定の理論枠組みを提示することができたと思われる。

研究成果の概要(英文)：This study analyzed (1) how the civil litigation system responds when judgments in civil litigation are assessed as exceptionally erroneous in terms of norms, and (2) how the content of judgments is formed and how subsequent proceedings may be followed when judgments in civil litigation are likely to be unacceptable to society.

With regard to (1), the analysis of the retrial system and the claim for invalidation of judgments pointed out that the civil litigation system responds differently to illegal and unjust judgments. Regarding (2), the analysis showed that where there is a tension between normative correctness and social acceptability, normatively erroneous judgments can be issued and further proceedings can be formed over those judgments.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：判決効 判決無効 諫早湾干拓事業関連訴訟 将来給付 再審

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 民事訴訟法理論は近時、解釈論としては精緻化が進む反面、社会における訴訟制度の意味などについての考察は、相対的に少なくない。そこで、裁判(判決等)の正しさという、比較的分かりやすいテーマを素材に、訴訟制度の規範的な正しさと社会的な意義を問うことを企図した。

(2) ただ、民事裁判(判決等)は正しいことが大原則で、正面からの分析は難しい。そこで、例外現象としての「誤った裁判(判決)」を分析対象とすることで、誤ったとはどういう意味か、訴訟制度は誤った裁判をどのように処理することで、訴訟制度全体の正しさを維持するのか、それは社会的にどのように受け入れられるかなどを分析することとした。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究は、現代の民事訴訟制度が自律的な制度として有すべき規範的正統性/社会的正当性担保機能について、規範的正統性の具体的事例として判決無効の問題と、社会的正当性の具体的問題として、様々な部分社会システム/当事者から見た民事裁判の妥当性の問題を検討することを研究目的とした。

(2) このうちについては、再審制度および判決無効法理の分析を通じて、解釈論上の結論を出すことを目的とした。については、実際に生じた事件等を題材に、民事訴訟制度が社会の中で妥当性を保った紛争処理システムとして存続するために必要な、種々の要請への応答メカニズムと、具体的な制度設計の関係を分析し、報告者のこれまでの基礎理論的知見も活用しつつ、一定の結論を導き出すことを目的とした。

### 3. 研究の方法

(1) 上記については、解釈論上の分析を行うため、1877年ドイツ民事訴訟法制定以前からの判決無効法理について、専攻業績を講読の上、現在の日本民事訴訟法における338条1項各号の再審事由につき、その立法的経緯と現代的機能の分析を行うこととした。

(2) 上記については、具体的に諫早湾干拓事業関連訴訟を取り上げることとし、同事業をめぐる社会的言説を収集しつつ、とくに開門請求訴訟については、当事者の訴訟代理人弁護士にもインタビューを行い、訴訟記録を閲覧するなどして情報を収集し、一連の訴訟において各判決が当事者や周囲の利害関係人および社会にとってどのような意味を持ち、紛争解決上どのような機能を有したか、その後の当事者間の手続をどのように形成するかを分析を行うこととした。

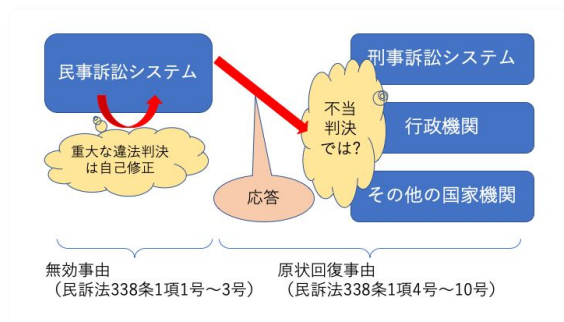
### 4. 研究成果

(1) まず、上記については、近代的な既判力制度についての支配的見解の源泉を確認した結果、サヴィニー『現代ローマ法大系』においては、実体法上の不当判決を理由とした再訴を既判力で遮断する理由について、客観的真実との乖離との問題ではなく、敗訴当事者からの「前訴判決が不当判決である」という異議事由を取り上げることで、訴訟が際限なく続く(無限の不確定性)という、手続法問題を重視していた点を確認した。

(2) 民訴法338条1項1号乃至10号の再審事由は、ドイツ法では無効事由(1~3号に相当)と原状回復事由(4号~10号に概ね相当)に分かれており、その淵源も性質も異なる。そこで、ドイツおよび我が国における判決無効法理についての緻密な歴史的研究等を通じて、両者の性質の違いを検討した。

その結果、いわゆる無効事由は、訴訟法上の重大な違法が問題となっており(不当判決とは異なる違法判決)、その違法性の程度や治癒の要否は、民事訴訟法内部の問題であり、無効事由では、「何が訴訟法上、再審理をしてまでも是正すべき違法かは、訴訟法が決める」という自己言及構造に基づいて、裁判所が再審理を行うとの仮説を定立した。

これに対して、いわゆる原状回復事由は、立法の経緯から雑多な要素を含んでおり、統一的な把握は難しい。しかし本研究では、原状回復事由を主張する際には一般に、受訴裁判所外の国家機関が発出した文書(刑事確定判決、行政処分を証する文書、他の受訴裁判所の確定判決等)が構造的に要求される点に着目して、原状回復事由では、他の国家機関が確定判決と内容的に異なる判断を下し、民事確定判決に不当判決の疑いが生じた際に、他者応答構造に基づいて、裁判所が再審理を行うとの仮説を定立した(以上、図1)。



(3) さらに、個別事件における再審事由の当てはめに関する言説を見ると、上記の違法判決と不当判決の垣根は、抽象度の高い価値概念(たとえば、手続保障)を媒介して、相対化され得ることも明らかになった。

(4) しかし、ここまでの考察では、民事訴訟制度自身の自己修正や、他の国家機関との調整については分析できるが、個別事件の当事者や社会全体との関係で、正しい判決がどのように受容されるか、誤った判決にはどのような機能があるかは分析できない。そこで、諫早湾干拓事業関連訴訟という具体的な素材を扱いつつ、実体法上または手続法上、何らかの意味で誤った判決が生じた場合に、当該判決が以後の手続においてどのように扱われ、どのような意義を有するのかを分析した。

(5) ここで分析対象となったのは、漁業従事者等の開門請求を認容した福岡高裁平成 22 年 12 月 6 日判決（以下、平成 22 年判決）およびそれに基づく強制執行の不許を国が求めた福岡高裁平成 30 年 7 月 30 日判決（以下、平成 30 年判決）である。

平成 22 年判決は、判決基準時から 3 年以内に、5 年間の排水門解放を被告国に命じた判決である。典型的には将来給付判決に当たるが、将来の差止判決は他例に乏しく、解釈論上は多くの問題をはらむ。そして平成 22 年判決は、(ア)原告が主張する開門請求権が実体法上消滅した後の時期の排水門解放を命じた点で、実体法上の誤りがあると推測され、(イ)排水門解放時の(新たな)開門請求権の存否等について主張立証がないまま判決を言い渡したという点で、訴訟法上の誤りも含むおそれがあることを明らかにした。

(6) しかし、原告訴訟代理人弁護士へのインタビュー等を通じて明らかになったのは、原告はこの誤りを問題視しておらず、原告という立場を離れて社会的に見ても、(即時の排水門解放を命じず、営農者や近隣住民等の利害関係にも配慮したという点で) 妥当な判決であったと評価している点である。ここから、誤った判決は必ずしも当事者にとって「悪い」わけではなく、再審理をするか否かは当事者の申立権に留保されていることを確認し、また受訴裁判所は、法的には即時の開門を命ずる結論しかあり得ないにもかかわらず、判決の規範的な正統性と社会的な妥当性との相克を調整するために、上記のような「誤った判決」を言い渡したのではないかと、この仮説を定立した。

また、被告の観点から見れば、確定判決に上記のような誤りが含まれることで、被告はこれを請求異議事由として、請求異議訴訟という第二の手続を開始することが可能となる。このように、事後の手続を留保する点もまた、「誤った判決」の事実上の機能として挙げる事が出来ることを指摘した。

また、被告の観点から見れば、確定判決に上記のような誤りが含まれることで、被告はこれを請求異議事由として、請求異議訴訟という第二の手続を開始することが可能となる。このように、事後の手続を留保する点もまた、「誤った判決」の事実上の機能として挙げる事が出来ることを指摘した。

(7) さらに、実際に再審理が開始された場合の裁判所の対応を見ると、上記平成 30 年判決およびその上告審である最高裁第二小法廷令和元年 9 月 13 日判決は、結論は正反対であるものの、いずれも結論の実体的正当性を重視して、原判決（平成 22 年判決）を実体法的に再解釈する方法で結論を導いており、原訴訟の手続法的適法性については重視しない傾向があることを看取した。即断は困難だが、特に社会的妥当性が強く問われる事件において、裁判所はその時々的事件解決の具体的妥当性を志向しており、過去の手続的適法性判断はそこに強い影響を及ぼさない可能性がある。

なお、派生的な研究成果ではあるが、諫早湾干拓事業関連訴訟については、当事者間の交渉対応が判決の正しさにどのような影響を及ぼし得るかを、特に当事者の「待つ」という訴訟行動に注目して、時間相関的な観点からも分析した（脱稿済、2021 年度内に刊行予定）。

#### 「誤った判決」の機能

- 受訴裁判所が、規範的正統性と社会的妥当性の相克に直面して、「誤った判決」を出すことがある。
- それを是正するか否かの判断は、当事者に留保される。
- 「誤った判決」をめぐって、事後の手続が開かれる余地が生じる。
- 後訴裁判所は、実体的正当性を重視する傾向にある。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 上田竹志	4. 巻 766
2. 論文標題 和解勧告決定による紛争解決	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 128,128
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 上田竹志	4. 巻 26
2. 論文標題 実体法上、権利の存続期間を超えた期限・期間の付された将来給付判決に対する請求異議の訴え	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 165,168
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 上田竹志	4. 巻 86-4
2. 論文標題 いわゆる「誤った判決」をめぐる一試論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 1,41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 上田竹志	4. 巻 -
2. 論文標題 紛争当事者が真実を語るとはどのようなことか	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 江口厚仁 = 林田幸広 = 吉岡剛彦（編）『境界線上の法 / 主体』（ナカニシヤ出版）	6. 最初と最後の頁 91,118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田竹志	4. 巻 -
2. 論文標題 紛争処理において「待つ」ことの意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 林田幸広ほか(編)『作動する法/社会』(ナカニシヤ出版)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田竹志	4. 巻 -
2. 論文標題 「誤った判決」の観念について 再審事由との関連から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 高田裕成ほか(編)『高橋宏志先生古稀祝賀論文集 民事訴訟法の理論』(有斐閣)	6. 最初と最後の頁 805,833
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----